



# 十津川

「心身再生の郷」



【場所:十津川村衛生センター】

特集「そのごみ捨てる前に・・・」  
～分別が村の美しい自然を守る～

#### 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう



特集

# 「そのごみ捨てる前に…」

〜ごみの分別が村の美しい自然を守る〜



十津川村衛生センターでは、一般廃棄物の収集を7種類(燃えるごみ、空き缶、空きびん、ペットボトル、ダンボール、新聞紙、その他燃えないごみ)に分別して行い、そのうち5種類(空き缶、空きびん、ペットボトル、ダンボール、新聞紙)のリサイクルを行っています。

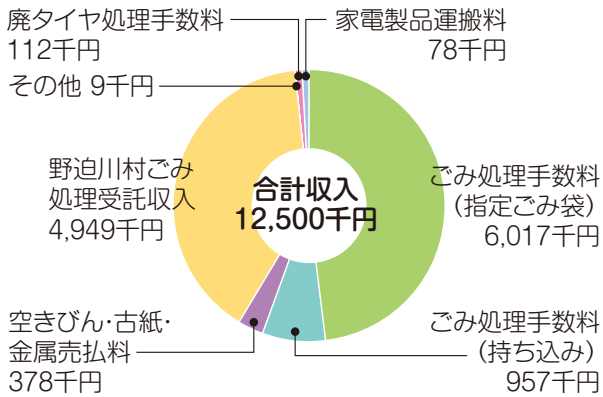
十津川村では、年間どれくらいのごみが排出され、処理にどれくらいの費用がかかっているのか、また、ごみの分別の大切さをもっと皆さんに知ってもらうため、衛生センターやごみの収集・分別業務に励んでいるメンバーに取材しました。

取材文 沼平善史、神谷明成





### ごみ処理に係る収入 (平成28年度)



### ごみ袋代の比較 (平成28年度)

<近隣市町村の状況> (出典:奈良県HP)

- ・十津川村:30円/枚
- ・野迫川村:100円/枚
- ・下北山村:40円/枚
- ・下市町:50円/枚
- ・川上村:50円/枚
- ・五條市:100円/枚

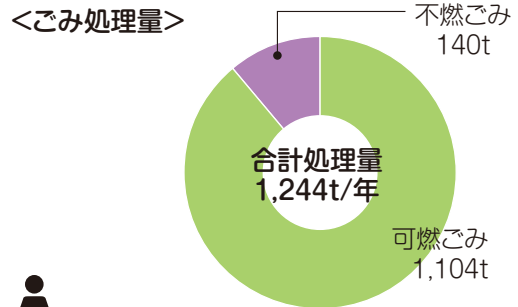
※市町村によってごみ袋の大きさが多少異なります。

### 補助金

<ごみ処理機器等の購入に関する補助金>

- 補助対象機器:生ごみ堆肥化容器  
※台所より生ずる生ごみを発酵させて堆肥を作る容器
- 補助金限度額:30,000円
- 補助率:50%

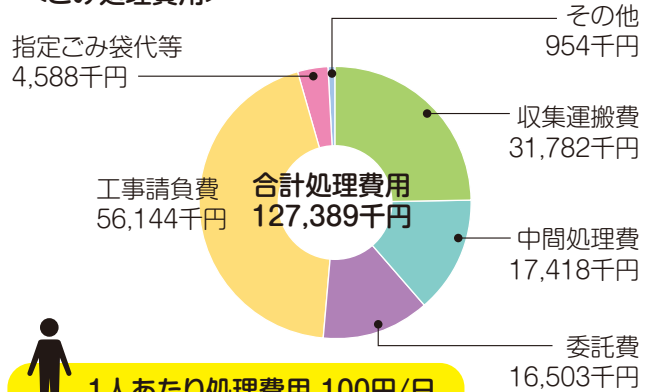
### ごみ処理量・処理費用 (平成28年度)



1人あたり排出量 973g/日

【参考】奈良県平均 (出典:環境省HP)  
 ・1人あたり排出量:905g/日  
 ・合計処理量:456,273t/年

<ごみ処理費用>



1人あたり処理費用 100円/日

【参考】奈良県平均 (出典:環境省HP)  
 ・1人あたり処理費用:60円/日  
 ・合計処理費用:30,453,623千円/年

### ごみ処理のために働く車たち

<パッカー車> 所有台数:2t×2台、4t×1台



ごみ袋を圧縮しながら収集するために働いています。2t車が1回で収集できるごみの量は約1t~1.5t。これは、45ℓのごみ袋約900個分に相当します。

<クレーン> 所有台数:1台



パッカー車などが収集してきた可燃ごみを焼却炉へ運搬するために働いています。

<不燃物等収集車> 所有台数:2t×3台



空き缶、空きびん、ペットボトルなど不燃物を収集するために働いています。

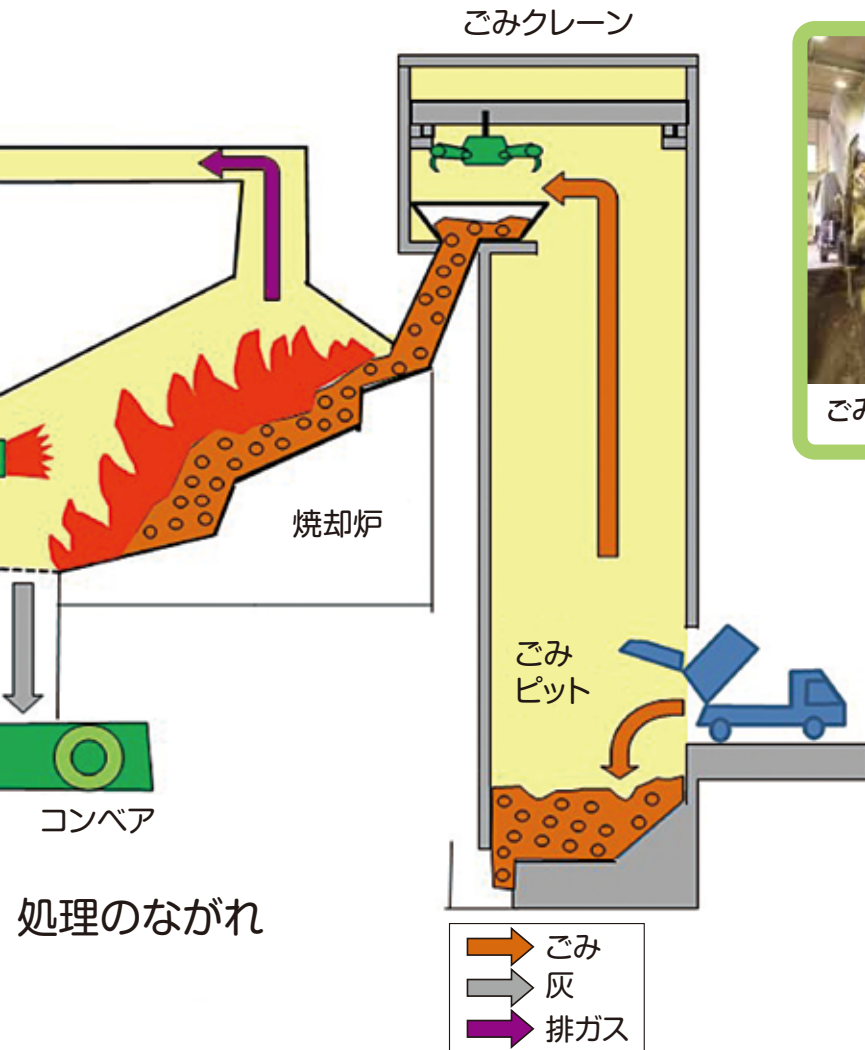
<フォークリフト> 所有台数:1台



空き缶やペットボトルを圧縮したかたまりなどを運搬するために働いています。約900kgまで持ち上げることができ小回りが利きます。

# ゆくえ～

## 可燃ごみ処理のながれ



ごみを収集し、ごみピットへ運びます。



ごみピットからクレーンで、焼却炉までごみを運びます。



焼却炉に運ばれたごみは850度以上の高温で焼却され、排ガスと灰に分かれます。



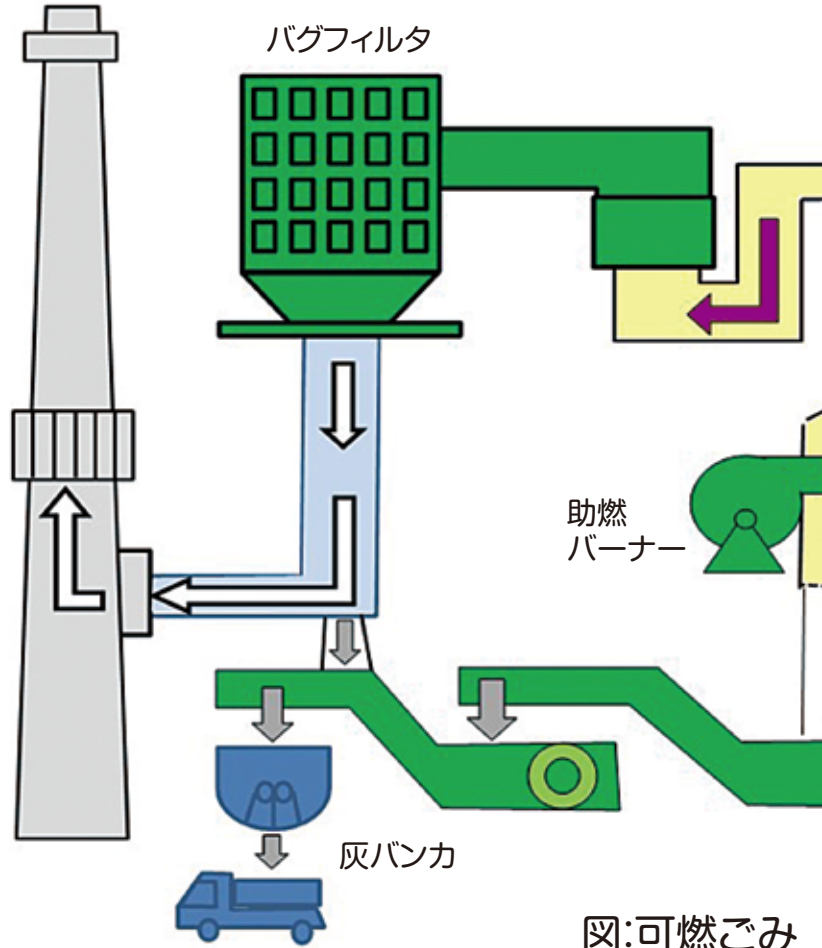
排ガスはバクフィルタなどで有害物質などを取り除き、クリーンな状態で煙突から放出されます。



灰は、薬品で無害化処理され、コンベアで運ばれて灰バンカに貯められます。

# ～ごみの

## 不燃ごみ処理のながれ



最終処分場(奈良県御所市内)





ごみ袋の有料化が始まって12年。もう二度、ごみの分別を見直してみませんか。

Q: ごみ袋はなぜ有料になったのですか？

(センター長) 本村では、平成18年4月よりごみ袋の有料化がスタートしましたが、当時全国的にも有料化が進んでおり、近隣市町村において無料は本村、上北山村及び下北山村のみでした。また、国の廃棄物処理法の基本方針見直しもあり、排出抑制や環境に対する意識向上が主な目的でした。

Q: ごみ収集・分別の際に困っていることは何ですか？

(収集作業員) ごみの分別がされていないと収集ができず、次回のごみ収集時に支障をきたし、地域住民の方にも迷惑がかかります。特に、燃えるごみの中に燃えないごみが混ざっていることが多いです。また、ごみ集積所付近への駐車は、収集作業の妨げとなるため、ご遠慮願います。

(分別作業員) 空き缶、空きびん、ペットボトルの中身を残したまま捨てられたり、たばこ殻を詰められたりすると、汚れが取れずリサイクルに回すことができなくなってしまう。中身は使い切り、水洗いしてお出してください。



不燃物分別の様子

Q: 村民の皆さんにお願いしたいことは？

(センター長) ごみ出しの際、各ご家庭に配布している分別表通りに分別いただき、ペットボトルであればキャップとラベルを分け、水洗いするといった出し方のルールを守っていただきたいです。中身があるとりサイクルできず、場合によっては引き取りの際に有料となってしまう。

スプレー缶などを捨てられる際には、中身を使い切り、穴を空けてから捨てていただくことで作業員の安全を確保することができます。

また、生ごみは水分が大半を占めるため、しっかり水を切ってお出しいただくことで、ごみの減量、焼却施設の延命にも繋がります。

(収集作業員) ごみの種類ごとの収集指定日をしっかりと守っていただき、**収集日の朝8時半まで**に村指定のごみ集積所に出してください。前日に出されますと動植物に荒らされ収集に支障が出ますし、ポイ捨てや悪臭の原因にもなります。



買い取りできるペットボトル



買い取りできないペットボトル



# 衛生センターインタビュー 美しい自然を守るために



# 議会だより

## 第2回定例会

6月12日(火)と13日(水)の2日間、平成30年十津川村議会「第2回定例会」を開催し、一般会計の補正予算など各議案について慎重に審議しました。一般質問では、4人の議員が村政全般について質問を行いました。今回審議した内容は、次のとおりです。

### 報告

#### ●繰越明許費繰越計算書について

平成30年度に繰り越された一般会計の繰越明許費について、地方自治法の規定に基づき、報告を受けました。

#### (一般会計)

※音響彫刻整備事業	200万円	※美しい森林づくり基盤整備事業	4,637万9千円
※中串残土処分場整備工事(第2期)	2千万円	※防災・安全交付金事業(村道改良、橋梁補修工事)	1億72万5千円
※林道開設工事	2,067万6千円	※土捨場整備工事	2,436万8千円
※村有林事業	2,215万8千円	※河川維持修繕工事	2,420万円
		※ヘリポート整備工事	511万円
		※モノレール設置撤去工事	1,188万円
		※林道災害復旧工事	2,467万6千円
		※村道災害復旧工事	5,166万1千円

### 補正予算

#### ●一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ1,216万1千円を減額し、総額を56億9,930万5千円としました。

#### ●簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1,340万円を追加し、総額を2億5,659万5千円としました。

#### ●十津川温泉事業特別会計補正予算(第1号)

歳入予算の補正を行いました。

### 条例改正

#### ●障害者福祉の支援に伴う関係条例の整備に関する条例

障害者等に対する、村内の各公衆浴場及び昇の郷温泉プールの利用料金を改めました。

#### ●特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

大字大野における作業道開設事業で、森林境界明確化の過失により、村長の給与を7月から9月までの間、5%(3万3,750円)削減することになりました。

### 契約

#### ●塵芥車の購入について

※車名及び車種	日野 デュトロ 塵芥車
※台数	1台
※契約の方法	指名競争入札
※契約の金額	745万2千円
※契約の相手方	奈良日野自動車株式会社
代表取締役	内藤 登紀夫





## 一般質問

▼質問 各種補助制度・補助金のあり方とその効果の検証について伺います。

(千葉 浩二議員)

▼答弁 補助事業には、各種団体や個人に対する様々な補助事業があります。補助金のあり方については、一般論として、あくまでも、自主的に公益的な事業を行うことに對する、村からの支援であると認識しています。

補助を出す側からすれば、団体には、本当に活性化をして、また、村のいろいろな行政運営の中で、ご協力をいただく、あるいは知恵をいただくということをやつてもらえれば、補助を出す効果が出てくると思います。

補助を出すほう、受けるほうが、その目的をしっかりと共有していかないと、無駄金になっていくこともあり得ます。補助金は、村の特色になるような出し方をしなければなりませんし、補助の切れ目が仕事の切れ目というようにならなければ、補助金の効果がないわけにありますから、出すほうも使うほうも心してかからなくてはいけないと考えます。いろいろな課題がありますが、村を良くしたいという思いで取り組んでいきたいと思っています。

▼質問 県道龍神十津川線の崩土で、交通が遮断されたが、村としてどのように総括されているのか伺います。

(温井 利一議員)

▼答弁 3月21日に下湯で大規模な崩土がありました。まず、安否確認を行い、その後に情報インフラの整備対応を優先的に行いました。そのために衛星携帯電話10台の無償配付や田辺市消防本部、五條消防署との連携協力を行ったところです。

3月末には、工事の中長期化が奈良県五條土木事務所より示されました。更なる対策として、透析患者への補助、高齢者への個別訪問、葉の配達、買い物支援として、上湯から龍神間の無料臨時バスの運行や龍神近辺の商店、金融機関などの情報の周知、そして教育面では、旧西川第二小学校での臨時授業やスクーリングの運行を行いました。また、通行止め箇所を迂回するため、地主の方や地域の方々の協力によりモノレールを設置するなど、順次実施しました。

今回の災害では、特に二つの大きな課題を認識しています。一つは情報の伝達です。手段として、自治体放送11チャンネルで災害場所の情報を写真とともに周知するなど工夫しましたが、情報伝達の難しさを感じています。そして二つ目が迂回路の整備です。支線をつ

なぐ道路につきましたは、その必要性を今回痛切に実感しています。今後、必要となる予算や期間など総合的に考え、同時に産業なども意識して早期に検討していきたいと考えています。

▼質問 人口減少と消滅可能性集落について伺います。

(大玉 和行議員)

▼答弁 少子高齢化や人口減少により、存続が困難になると予断される自治体の一つにわが村も入っています。村には、55の大字が点在しています。限界集落と言われる、65歳以上の高齢者が、集落人口の半数を占める大字が26あります。6月1日現在、その人数は全人口の約4割、1,486人となっています。その中で、いわゆる集落の編成と進めているところです。

集落の再編成ということを意識しながら、紀伊半島大水害以降、安全で安心して最期まで村で暮らし続けられる、新しい集落づくりを、谷瀬地区と高森地区でモデル的に進めています。高森地区では、集落の人口が減った地域で、ひとり暮らしを続けることに不安になつていらっしゃる方が、安全、安心に、子供も若者も高齢者も、みんなが集まって助け合い、支え合いながら暮らすことのでき

る高森のいえを、平成29年3月に建設いたしました。高森のいえのような、みんなが集まって助け合いながら暮らすことができる場所を、村の7つの区に広げていき、そこを拠点として各集落との連携を図りながら、村民が安心して村に住み続けていくことができるような取組を、実践しているところです。

▼質問 通学路及び生活道路の防犯並びに交通安全対策について伺います。

(井向 久昭議員)

▼答弁 役場横の小原橋については、西川への連絡も近くなったということで、交通量も増えています。今年度からは、夕方遅くまで小学生の放課後子ども教室が始まったことから、街灯の必要性が非常に高まっていると認識しています。できるだけ早い段階で対応したいと考えているところです。設置の方法につきましては、フットライト的なもの、あるいはLED照明などの利用を検討したいと思います。

子ども達は本当に宝です。安心安全に通学できるように、しっかりとできることはやっつけていき、地域のことにつきましては、地域全体の中で、しっかりと話をしながら、安心して住める、安全に住める、そういう地域を目指していきたいと思っています。

# 高校生議会



6月26日(火)、次世代を担う高校生に、行政議会への関心を高めてもらうことを目的として、高校生議会を開催しました。

県立十津川高等学校3年生30人が6班に分かれそれぞれ議員となり、3年生の小田宙土議長のもと、議場で、日頃思っている村への疑問や提案などを、村長や各課長に投げかけました。

今回で3回目となる高校生議会には、助言役として各班に村議会議員1人が加わり、質問の仕方などをアドバイスしました。それに先立って、5月末には、十津川高校で、村議会議員と高校生による意見交換会を行いました。

この高校生議会には、同校の1、2年生約50人も傍聴席で見学し、議会の仕組みなどを学びました。

## 1班

班長 宇城慎吾さん  
 班員 梅崎花織さん、玉置泰康さん、  
 中村 聖さん、舩谷紀美さん

▼質問 十津川村南部にキャンプ場を造ることによって、十津川村北部の観光だけで帰ってしまった観光客に足を運んでもらえようと考えています。村内を巡っていたくことで、リピーターも増えると考えますので、十津川村南部にキャンプ場を造ってはいかがでしょうか。また、村営のキャンプ場はなぜないのでしょうか。

▼答弁 村のキャンプ場は、北部に集中し、南部では営業されていないのが現状です。キャンプ場は、急な雨などにより増水した場合でも、すぐに危険が及ばない場所であったり、スムーズに避難ができる場所であったりする必要があります。平成23年に発生した紀伊半島大水害以降、村内の河川の川床が、堆積土砂により数メートル上昇しており、南部にはキャンプ場として、安全に利用するための適した場所が少ないことが原因ではないかと推測しています。

なぜ、村営のキャンプ場がないのかとのご指摘ですが、村では、民間にできるサービスは、民間にお任せすることが基本的には望ましいと考えています。

## 2班

班長 吉田謙太郎さん  
 班員 石川蓮也さん、東 美咲さん  
 丸山隆史さん、山本宣斗さん



▼質問 十津川村に野球やテニス、サッカーなどの多目的使用が可能なグラウンドがあればと考えています。スポーツ複合施設を造ることで、村外の学校が合宿で使用し、旅館などへの宿泊も考えられます。また、我々と園児、小学生や中学生が交流できるスポーツ大会などの企画ができ、スポーツを通して地域の方々とさらに交流を深めることができるかと考えます。スポーツ複合施設を造ってみてはどうでしょうか。

▼答弁 課題として、村には平地が少ないこと、村の面積が広く移動時間がかかることから、土地の確保と場所の選定が難しいことが考えられます。

多目的使用が可能なスポーツ複合施設があれば、そこで園児、小・中学生、高校生、地域住民が交流でき、また村外の学校から合宿に來てもらうことで、ホテルや旅館、商店などが潤うという相乗効果も期待されます。

野球やテニス、サッカーだけでなく、提案いただいているグラウンドゴルフや陸上競技運動会といった多目的利用ができる施設であることも必要だと感じています。現在、村では残土処分場の跡地や廃校施設などの利活用を検討しています。イニシャルコストと言われる施設建設にかかる初期費用や、ランニングコストと言われる運用費用、こういった財政状況も踏まえながら、ご提案いただいたスポーツ複合施設案について、村民のニーズに応えられるよう検討してまいります。

## 3班

班長 汐崎正樹さん  
 班員 小野秀太さん、金井基樹さん  
 中岸力也さん、西岡未來さん

▼質問 十津川村には、高齢化や村外への移住などで、空き家となっている住宅がたくさんあります。持ち主のいない住宅はどれくらいあるのでしょうか。

老朽化による倒壊の危険性、地震などの二次災害で空き家が犯罪の温床になる可能性も考えられます。村として空き家の対策は行っているのでしょうか。また、インターネットを拝見し、十津川村の空き家が貸し出されていることを知りました。村民の私たちでも知りませんでした。ツイッターやインスタグラムなどのSNSを活用し、発信してみたいかがでしょうか。また、私たちに何かお手伝いできることはありますか。

▼答弁 平成26年度に実施した空き家調査結果では、村内の空き家は317戸ありました。人口減少という社会現象により、空き家が





増え、適正に管理されない場合もあります。空き家となってしまうものについては、利活用する、また、安全上、防犯上問題が生じるものについては、村として除去する対策も検討していかねばなりません。

所有者に空き家に関する意識の啓発を図るとともに、十分な情報提供を行うことにより、適正な管理を促進してまいります。

村の支援施策としては、空き家情報バンクに登録されている物件の片づけ及び改修に要する経費の一部を補助する事業、老朽化し、倒壊などの危険性がある空き家の解体工事に、費用の一部を補助しています。一番重要なことは、空き家にさせないことだと考えており、村に住んでもらう施策に取り組んでまいります。

SNSの活用は、情報の発信において非常に効果のあるものと考えます。今後、若い皆さまのようなSNSの操作に慣れた方々によつて空き家の情報や地域の魅力を発信していただけたらとも思っています。高校卒業後、村外で進学や就職をされたとしても、ふるさとである十津川村に帰って来ていただきたいと思えます。

#### 4班

班長 嶋田裕太さん

班員 尾崎寛太さん、平野志織さん、藤川莞生有さん、南川涼花さん



▼質問 天王寺で、「十津川村公園」を数日間

のイベントとして開催していましたが、その遊具は現在どこに保管されているのですか。また「十津川村公園」を十津川村で継続して展開してはどうでしょうか。アスレチックなどの山間部ならではのレジャー施設を増やすことも十津川式林業6次産業化のプロジェクトのPRとなると考えていますが、いかがでしょうか。

▼答弁 十津川村公園で使用していた遊具については、村で保管しています。屋外での長期設置に必要な防腐、防虫などの保存処理、塗装をしないことから、これまででは、体育文化センター内での交流保育で使用していましたが、今年度からは、すでに上野地保育所、秋以降には、花園保育所においてご利用いただく予定です。

身近に豊かな自然があふれ、すぐに木に触れ、五感で感じることができるともかわらなく、十分に利活用できていないのではないかと、反省から、十津川産材の積極的な利用に向けた家具プロジェクトの推進や住宅建設への補助制度の創設、自然共生型アウトドアパークなどのアスレチック施設の整備や、「森のようちえん」という、幼少期において、森林の中で感性を研ぎ澄ませ、自然との関わりを学ぶ機会の創出に向けた新たな検討も進めています。

森林や温泉といった村の豊かな資源を活用し、十津川村ならではのブランド力を発揮し、広く情報発信を行い、新たな誘客、ひいては移住、定住に繋げていきたいと考えています。

#### 5班

班長 植田瑞生さん

班員 浦野雅暉さん、児玉義希さん、向久保加奈さん、村山瑞緒さん

▼質問 観光客や村民の利便性の向上、観光客の増加や、CO2排出量の削減や林業の活性化などのメリットから、五新鉄道の再計画

をしてみてはどうでしょうか。

▼答弁 五新鉄道は、五条駅から新宮駅を結ぶ、日本国有鉄道路線として事業化されたものの、当時の日本は、自動車化が進み、鉄道としては採算が見込めないという判断から計画を断念し、完成に至らなかったものです。

村民にとつて、五條方面への交通を考えた時に、やはり天辻峠が大きな課題だと考えています。新しいトンネルが開通することにより、天辻峠を回避でき、時間的にも心理的にも余裕ができるのではないのでしょうか。五新鉄道にある既存のトンネルや橋梁をはじめとする構造物については、老朽化が進んでいると推測されます。これらを補修、強化し、一般道路として供用するためには、安全面での課題や改良工事といった財政面での課題があると考えます。

当時、この五新鉄道が開通されていれば、十津川村にどんな恩恵をもたらしていたか、今一度振り返る機会にさせていただき、今後の施策に反映させていきたいと考えています。



#### 6班

班長 足高洋輝さん

班員 紙谷特徳さん、小山息吹さん、丸山基喜さん

▼質問 ボート部の遠征で熊本県へ行った際、再編統合となった小学校を合宿などの目

的で宿泊施設として利用されており、懐かしい雰囲気があり非常によいものでした。ここ数年で、十津川村も小・中学校が統合されています。それにより現在使われていない校舎を地域交流の場として活用してはどうでしょうか。

▼答弁 廃校施設の利用として、旧上野地中学校体育館の大規模改修工事を行い、健康の増進を図る行事並びに災害時の避難所の用に供するため、上野地地区交流施設を設置いたしました。バドミントン、フットサル、ナイトラン、婦人会の踊りの練習、上野地地区の親睦運動会などで活発に活用されています。

地域の皆さんの交流拠点となる施設の必要性は、認識しています。村民が多く集まる交流施設の必要性が高いのであれば、旧校舎を活用するなど柔軟に対応したいと考えていますが、旧上野地中学校の校舎などは、木造で築52年と古く、他にも、旧二村小学校をはじめ、多数の廃校施設についても、耐震性能が無いため、宿泊施設など、不特定多数の人が利用する施設としては、現状のままでは利用できない状態です。

耐震改修を行うにも、取り壊すにも、膨大な費用が必要となりますので、インシャルコストやランニングコストも考慮しながら、ご提案いただいた地域交流の場という案も踏まえて、廃校施設の利活用について検討させていただきます。



6月14日(木)から7月3日(火)にかけて、村内9か所で村政主要事業説明会を行いました。

更谷村長が、今年度の主な事業や国道の整備状況を説明した後、村民の皆さんと意見交換を行いました。

さまざまな意見や質問をいただきましたので、その一部を今月号と来月号に分けて紹介します。



## 中野村区

**問** 熊野古道街道の世界遺産追加登録を検討してほしい。

**答** 重要な資産であることは認識しています。今後の活用などについて関係課と協議し、検討します。

**問** 上野地駐車場に谷瀬の吊り橋の案内看板がほしい。

**答** 確認して対応します。

**問** 奈良交通のトイレが暗いイメージ。北の玄関なのできれいにしてほしい。

**答** 奈良交通のトイレは、今年工事を行います。



**問** 子どもを連れて遊ばせる場所がない。

**答** 家族連れなどが遊べる空間を整備すべく、森林植物公園のリニューアルを検討しています。



## 神納川区

**問** 過疎化となつていふことに関してどのような対策をしているか？

**答** 空き家バンク事業などにより移住者を増やす取組や村内で支え合い助け合いで最期まで十津川村で暮らす「高森のいえ」の取組を行っています。

**問** せっかくあったデイサービスがなくなるのはどうか？

**答** 社会福祉協議会の財政状況と人材不足により村内3か所で行っていたデイサービスを「高森の郷」の村内1か所で行うこととしました。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

**問** 「森のようちえん」を村でやるのは良いと思う。しっかりとやしてほしい。

**答** 自然の中で遊び学んでもらう取組です。専門家とともに、先達の情報も得て、また皆さんの意見も取り入れながら、十津川らしい森のようちえんの実現に向けて学んでいきます。





## 二村区

**問** 栗平の土砂ダムから出た土砂を一度取ってほしい。栗平橋から下流、釣りができないので、要望する。

**答** 紀伊山系砂防事務所に要望しました。まずは現状把握のため、紀伊山系砂防事務所が河川の横断測量を行う予定です。

**問** 土砂災害警戒区域に指定されたと前に聞いたが、知らせてくれている。

**答** 県が再調査を行っています。今年度に地区での説明会を行う予定ですと聞いております。

**問** 介護事業が困ったことになる。介護される人ばかりで、介護する人がいない。こだまの里もいずれ助けてもらわないといけない。

**答** 6月1日現在の高齢化率は44.4%。このままでは一人が高齢者を支えなければならぬ時代となる。介護保険制度頼



りではなく、高齢者でもまだまだ動ける人達が地域で互いに支え合える仕組みづくりを村民と一緒に考えていきたいと思

**問** 水道の管理が困難なので、近い将来、簡易水道の整備をお願いしたい。

**答** 簡易水道整備を行うためには、多額の予算が必要となるので現状では困難です。各地域を回って対応策を共に議論し、最適な整備方向の検討を進めてまいります。

## 三村区

**問** 福祉事務所の放課後児童居場所づくり事業が、教育委員会の放課後子ども教室に移った理由は？

**答** 学校施設を利用すること、学校との連携ということを考えさせていただき、村長部局とも協議の上、教育委員会で進めていくことになりました。また、スクールバス、定期バスを利用できるようにすれば、もっと増えるのではないかとすることも考えさせていただき、保護者・子どもたちにとって一番いいかたちの教室を考えさせていただきました。

**問** 平成25年に大野から武蔵間の道路開設を陳情したがどうなっているのか？

**答** 現在の情勢では林道基準の道路開設は不可能です。作業道を開設する中で緊急迂回ルートにならないかなどの検討を進めてみたいと考えます。



**問** 空き家の活用をしているが、倒壊の危険性がある物件についてはどのようになっているのか？

**答** 家の持ち主から申請があれば、解体の補助をだしています。解体のみなら50%、同じ場所へ新築する場合は90%の補助となります。

# 十津川高校だより



## 高校生が役場業務に挑戦!

7月24日(火)から26日(木)の3日間、十津川高校2年生の塩野仙周さんが役場で職業体験を行いました。

簡易水道施設の点検作業や村報の取材、庁内での事務作業を役場職員と一緒に、業務の理解と働くことの厳しさや楽しさを体感されました。塩野さんは「職業体験をする前は、役場職員の人はまじめで堅いイメージがありました。実際に一緒に働いてみると意外と楽しそうに働いているのが印象的でした。」と語ってくれました。

今回の経験が、塩野さんの将来に少しでも役立つことを願っています。3日間お疲れ様でした!



出納室で実習中の塩野さん

## 新十津川町児童と一緒に木工体験!

7月25日(水)に高校で工芸コースの生徒と新十津川町児童が木工体験を行いました。

これは、7月24日(火)から27日(金)までの間、新十津川町の児童生徒と教職員の皆さんが母村を訪れた研修の一環として行われました。(研修の内容についてはP.15の教育だよりでも紹介)。

高校生は工芸コースの生徒が5人参加し、児童に工具の使い方や作り方のコツを指導してくれました。

児童たちははのこぎりやくぎ打ちに苦戦しながらも、高校生や先生と協力しながら制作に取り組みました。最後には、自分の名前を伝熱ペンで書いたり、カラフルな色を塗ったりして全員が世界に二つの木製小箱を作りあげました。今回の経験は、児童にとってかけがえのない経験となったのではないのでしょうか。

### 切って!



### 組み立てて!



### 完成♪



写真撮影:塩野 仙周

## 部活動報告

### ○硬式野球部

7月18日(水)に佐藤薬品スタジアムで行われた第100回全国高等学校野球選手権記念奈良大会に出場し、奈良市立二条高校と対戦しました。結果は0対14で敗れましたが、選手たちは最後まで諦めることなく一杯プレーしました。多くの方々に応援をいただきましたにありが

### ○ボート部

7月15日(日)に大阪府立漕艇センターで行われた第73回国民体育大会近畿ブロック予選会に出場しました。男子シングルスカルにおいて3年生の足高洋輝さんが近畿各府県の強豪をかわし1位となり、9月29日(土)から10月3日(水)にかけて福井県御浜町



久々子湖漕艇場で行われる第73回国民体育大会への出場を決めました。今後とも応援をよろしく願います。

## 学校行事

### ○高校生議会

6月26日(火)に十津川村役場で十津川村高校生議会を行い、高校生議員を代表して3年生の小田宙土さんが議長を務めました。一般質問では、3年生が6つの班に分かれ、それぞれの班から十津川村に関する質問を行いました。生徒たちは議会で



議長席を囲んで記念撮影

### ○あいさつ運動

質問や答弁を経験し、有権者としての自覚や政治に積極的に関わることの意義を学ぶことができました。



おはようございます☺

6月27日(水)に十津川第二小学校前、28日(木)に十津川村役場で、生徒会役員8人が登校中の小・中学生を対象に元気よく、

選手を代表して野球部主将の中岸力也さんが力強い宣誓を行いました。

### ○壮行式

7月9日(月)に高校体育館で、第100回全国高等学校野球選手権記念奈良大会に出場する硬式野球部員、愛知県で行われる平成30年度全国高等学校総合体育大会ボート競技大会第66回全日本高等学校選権競漕大会に出場するボート部員のための壮行式を行いました。



# 暑さに負けず ジュニアリーダー研修

十津川村子ども会連絡協議会 主催



体育文化センターで第43回ジュニアリーダー研修会が開催され、小学4年生から6年生までの30人が参加しました。

飯盒炊きさんのカレー作り、河原でキャンプファイヤーや、竹を切りに出して作った器で流しそつめん、木に写真を転写した作品作り、また、五條消防署十津川分署の協力で行われた消防体験では、放水を体験するなど、たいへんな暑さにも負けず、子どもたちは元気いっぱい活動しました。

2日間にわたる活動中、青年団を中心としたリーダーたちが、子どもたちを指導し、レクリエーションで盛り上げてくれました。

参加した子どもたちからは、「友だちとたくさん話せて楽しかった」と、夏休みの楽しい思い出が作れたようでした。

## 教育だより

第119号

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
TEL  
0746(62)0067

## 新十津川町の児童が母村訪問

「十津川」の歴史・文化を学ぶ3泊4日



7月24日(火)から27日(金)まで、北海道新十津川町から小学5年生の児童22人と引率6人が来村されました。

この訪問研修では、水害慰霊碑や玉置神社、歴史民俗資料館などを訪れて、「母村」の歴史や文化を学びました。

また、十津川高等学校では木工教室を行ったり、十津川第一小学校の児童や平谷餅搗き踊り保存会の方々と交流したりと、両町村での親交を深めることができました。

## 人権映画 上映会



### 『はなちゃんのみそ汁』

ちゃんと作る、ちゃんと食べる  
——大切な家族へ、愛するひとへ  
伝えたい、いのちのメッセージ

【日程】8月24日(金)  
上映:13時30分～  
【場所】役場 住民ホール  
○入場無料

# 十津川 大運動会

## 2018

<b>日時</b> 9月17日(月) ・開会式 8:50～ ・競技 9:20～ ・閉会式 14:45～ ※雨天中止	<b>場所</b> 十津川中学校 (大字小原460) 駐車場 ・役場駐車場 ・湯之原 河原駐車場
主催 十津川村教育委員会	問合せ先 0746-62-0003





近畿地方整備局  
橋本道路部長

田野瀬衆議院議員



奈良国道事務所原所長による  
事業経過説明

更谷村長



修繕された猿飼橋をバックに式典参加者での記念撮影が行われました



来賓によるくす玉開披



地元児童による  
完成パネル除幕式



参加者全員でもちまき



十津川高校生が司会を  
務めてくれました

## 猿飼橋の修繕工事が完了！

近畿初の国による直轄修繕代行事業として、平成28年度から事業が進められていた村道平谷竹筒線「猿飼橋」の修繕工事が完了しました。

6月30日(土)に完成式典をホテル昴で、また、地元子どもたちによる除幕式及び来賓によるくす玉開披が猿飼橋で行われました。

最後に昴の郷多目的広場で田野瀬衆議院議員や更谷村長による餅まきも行われ完成を祝いました。

今回の橋梁修繕工事の完了により、地域の人々や多くの観光客の安全かつ円滑な車両の通行が確保されます。

## 観光プロモーションに出店しました



ご当地キャラとの撮影会。  
郷土くんも十津川村のPRを  
がんばってくれました！

6月30日(土)から7月1日(日)までイオンモールりんくう泉南で「関西国際空港から始まる聖地熊野への旅」観光キャンペーンが行われました。

十津川村と大阪府泉南市、和歌山県田辺市は平成28年度より「超広域連携観光協議会」を立ち上げ、「関空」を起点に「熊野」へ向かう、府県を超えた広域観光圏ルートをPRしています。

今回は協議会のコンセプトである関空のインバウンド(訪日外国人)を含めた京阪神からの誘客を目指し、イオンモールりんくう泉南の協力のもと、観光パンフレットの設置や2市1村共同制作によるプロモーション映像の放映、ご当地キャラとの撮影会が行われました。

当日は子ども連れの家族や外国人旅行者など多くの人が訪れ、にぎわっていました。

## 「日本で最も美しい村」連合定期総会

7月5日(木)から7日(土)にかけて北海道鶴居村で「日本で最も美しい村」連合定期総会が行われ、更谷村長らが参加しました。

総会では、事業計画の承認などが行われ、基調講演や分科会、国立公園に指定されている釧路湿原の散策などが行われました。

分科会や交流会では、日本の未来へ向けて残していくべき大切な資源について、参加団体が話し合う貴重な時間となりました。

鶴居村では、過去に絶滅の危機にあったタンチョウが給餌などの保護活動により繁殖が進み、約1,800羽まで増え、村内では人と共生する風景が見られました。

来年度の定期総会は、奈良県吉野町で開催される予定です。



全国から96団体が参加



鶴居村小学生による  
「タンチョウソーラン」

問、「日本で最も美しい村」連合って？  
答、地方自治体や地域の連合体であり、美しい村づくりやイベントの開催を行っています。連合の活動に加盟自治体が妥当かどうかの審査が5年ごとに行われ、基準を満たさない場合は資格を剥奪されることもありま。十津川村は平成22年から加盟し、平成28年の加盟再審査に合格しています。





## 差別をなくす村民集会・人権講演会

7月12日(木)に十津川村役場住民ホールで差別をなくす村民集会と人権講演会が行われました。人権講演会の講師には元熊本市人権教育講師の道志真弓さんをお迎えし、「命の重さ」家族の絆を通して」をテーマにお話しいただきました。

道志さんは、ご結婚5年後に待望の赤ちゃんを授かることができましたが、最愛の娘さんは世界でも数十例の染色体異常と診断され、わずか8歳で他界されました。歩くことも話すこともできなかった娘さんでしたが、笑顔の絶えない日々を通して築いた家族の絆、命の大切さ、今生きていることの素晴らしさについて語っていただきました。

「物事のとらえ方や考え方で、自分の人生は有意義なものに変わる」、「この世にいらぬ命はない」と語られ、講演会に参加された皆さんも熱心に耳を傾けました。

講演の内容は道志さんの著書「笑顔の戦士(文芸社刊)」でもご覧いただけます。



当日は約70人が参加



命の重さについて語る道志さん

## 紀伊山系要望活動

7月17日(火)から18日(水)にかけて紀伊山系砂防事業促進期成同盟会(会長・五條市)による要望活動を大阪と東京で行い、更谷村長が参加しました。

17日、近畿地方整備局への要望では、「神納川地区での直轄砂防事業起工式の御礼を申し上げ、堆積土砂を捨てる場所がないため、引き続き協力をお願いしたい。また、濁水も続いており、砂防事業で土砂の流出を抑える必要がある。」と訴えました。

近畿地方整備局の池田局長からは、「紀伊半島大水害により被災した大規模な部分は継続して事業を進め、残された事業も一生懸命進めていく。紀伊半島大水害以降で流出土砂も



近畿地方整備局 池田局長(左から4人目)と同盟会員



堀井参議院議員(中央)、更谷村長(右から2人目)

増え、安全性が低くなっている部分も多くあるので、長い時間がかかってもやっていこうと考えている。他の地域とも優先順位を考えながら、地道に進めていきたい。」と前向きな返答をいただきました。

18日は前日に引き続き、国土交通本省や地元選出国會議員への要望活動を行いました。

堀井参議院議員からは、「今年7月の西日本豪雨の災害を受けて、補正など砂防予算が確保されると思う。奈良県も砂防事業が必要な部分を全て挙げてもらいたい。同じような雨が奈良県で降れば、対策工事をしたところでも被害が出る可能性はある。来年度に向けて砂防、河川、道路の予算について、奈良県も箇所付けを含めて考えていかなければいけない。」と述

べられ、要望活動の継続を訴えられました。

地元選出の国會議員とも面会し、会長は、「紀伊半島大水害から7年が経ち、着々と工事が進んでいるが、土砂の流出や濁水が続いており、今後も継続した予算確保への力添えをお願いしたい。対策工事で安全度は上がっているが、2次災害の懸念もある。」と述べられました

これに対して地元選出の国會議員からは、「3県知事会議(奈良・和歌山・三重)をやっているし、3県がいろいろいるなことを共同してやれるようにしてもらいたい。」という返答をいただきました。

今後も直轄砂防事業の計画的な推進と砂防事業の予算確保に向けて地道な要望活動を行ってまいります。



二階幹事長(中央)に要望書を提出

**お知らせ**

【振り込め詐欺にご注意ください！】

奈良県内で振り込み詐欺が多発しています。五條警察署管内でも、市町村職員や息子、警察官などを名乗る不審な電話が相次いでいますので、ご注意ください。

もし、振り込み詐欺の電話がかかってきたら安易にお金を振り込まず、電話を切った後に、警察や市町村役場に確認してください。

また、息子や孫を名乗る電話がかかってきた場合も、電話を切ってから今までの連絡先に本人確認をしましょう。

**問**

十津川地区金融機関防犯協議会  
五條警察署十津川警察庁舎  
☎0746・63・0110



**募集**

【不造住宅の無料耐震診断及び耐震改修補助の申し込みは9月28日(金)締切です！】

対象住宅の条件を満たしていれば、耐震診断及び耐震改修補助の申請ができます。募集件数は耐震診断が3件、耐震改修補助が1件に達し次第締切となります。

＜耐震診断＞：無料で、県が登録している専門家が目視で行います。

**対象住宅**

- ・木造
- ・村内の現在住んでいる住宅
- ・階数が2階以下(地階を除く)
- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・延べ面積が2500平方メートル以下

＜耐震改修補助＞：耐震改修工事費の一部(上限50万円)が補助されます。

**対象住宅**

- ・木造
- ・村内の現在住んでいる住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・耐震診断を受けている住宅
- ・倒壊の危険性がある」と判断された住宅

**申・問**

施設課  
☎0746・62・0905

**試験**

【自衛官募集】

自衛隊では、①自衛官候補生 ②一般曹候補生(陸上・海上・航空自衛隊) ③航空学生(海上・航空自衛隊)を募集しています。

**対象**

- 平成31年4月1日現在で、①、② 18歳以上27歳未満の男女
- ③ 海上 18歳以上23歳未満の男女
- 航空 18歳以上21歳未満の男女

**受付**

- ① 随時、②、③ 7月1日～9月7日

**試験日**

- ① 8月25日、8月26日、9月16日(男子のみ)、9月24日(女子のみ)
- ② 9月23日、③ 9月17日

**試験会場**

航空自衛隊奈良基地

**試験内容**

筆記試験、口述試験(①のみ) 適正検査、身体検査

**問**

自衛隊奈良地方協力本部  
五條地域事務所  
☎0747・22・3789

【子どもの人権に関わる無料相談】

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権に関わる問題の解決を図るため、人権擁護委員及び法務局職員が左記のとおり無料・秘密厳守で相談に応じます。

**申**

全国斉「子どもの人権110番」  
☎0120・007・110  
(フリーダイヤル)

**時**

8月29日(水)～9月4日(火)  
午前8時30分～午後7時まで  
(ただし、土日は午前10時～午後5時まで)

**対象**

県内在住の児童・生徒及びその保護者

**問**

奈良県地方務局人権擁護課  
☎0742・23・5457

— 庁 外 —

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291  
小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207  
歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

— 役場以外 —

観光協会 63-0200 森林館(古ル野) 62-0567 道の駅十津川郷 63-0003  
泉湯 62-0090 滝の湯 62-0400 庵の湯 64-1100  
温泉プール 64-0762 高森の郷 64-1800 社会福祉協議会 64-0666  
北部保健センター 68-0017 森林組合 64-0301 商工会 62-0132  
十津川警察庁舎 63-0110 五條消防十津川分署 64-1190 五條消防大塔分署 0747-36-0317





## ごみの野焼きは法律で禁止されています!



- ごみの野外焼却(野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部例外を除き禁止されています。ドラム缶や小型焼却炉などを使用した焼却もできません。
- 法律に違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(またはその両方)に処せられるとともに、法人の場合は3億円以下の罰金に処せられる両罰規定が定められています。
- ごみの野外焼却は廃棄物の不適正処理であり、これにより発生する燥塵(すす)などの有害物質は、呼吸器疾患など人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。また、飛び火による火災の原因にもなり、煙やにおい、飛散物などについての苦情も多く寄せられています。
- 家庭から出るごみは、野外焼却せずに十津川村指定のごみ袋に入れ、ごみの収集日に出してください。また、産業廃棄物は、必ず産業廃棄物処理の許可を有する処理業者に処理を依頼してください。

### 野焼き禁止の例外

禁止されている野外焼却の例外として、次のものがあります。ただし該当する場合でも周辺住民などから苦情が生じる場合は、例外とならないことがあります。また、風向きや燃やす量、時間帯など十分に注意し、必要最小限度にとどめる必要があります。

#### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条】

- ◆国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川敷や道路の草などの焼却など)
- ◆震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(災害などの応急対策、火災予防訓練など)
- ◆風俗慣習上または宗教上の行為を行うために必要な廃棄物の焼却(しめ縄などを焚く行事、塔婆などの供養焼却など)
- ◆農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(焼畑、畦の草及び下枝の焼却など)
- ◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤーなど)

ごみ焼却施設では、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定により、毎年1回以上排出ガス中のダイオキシン類による汚染の状況(ダイオキシン類濃度)についての測定が義務付けられており、同法による排出基準値(5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)以下に抑える必要があります。

十津川村役場衛生センターの平成29年度の測定結果は次のとおりです。

0.23ng-TEQ/m<sup>3</sup>N(平成30年2月16日測定)

※1ng(ナノグラム)=10億分の1g



— 役場代表 —  
電話 0746(62)0001  
FAX 0746(62)0210  
IP7オン 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

— 庁舎2階 —  
総務 (総務・防災)62-0001  
(企画)62-0910  
産業 (観光)62-0004  
(農業)62-0005  
(林業)62-0909  
教育 62-0003・62-0067

— 庁舎1階 —  
住民 62-0900・62-0911  
財政 62-0903  
建設 62-0033(直通)  
(道路)62-0904  
(ダム)62-0907  
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902  
施設 62-0905  
出納 62-0906

— 庁舎3階 —  
議会事務局 62-0002



# 国保だより

70歳以上の  
皆さんへ<sup>(※)</sup>

## 平成30年8月から、 高額療養費の上限額が変わります

(※)65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象になります。

### 高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

→平成30年8月から、上限額(月ごと・70歳以上)が下の表のように変わります。  
あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

年収約370~1,160万円(課税所得145~689万円)の人は  
ご注意ください!! (※)年収は年金収入のみの人の金額

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払が高額になる可能性がある人は必ず、  
市町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

(※)「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。  
(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

平成30年7月までの上限額(70歳以上)			平成30年8月からの上限額(70歳以上)		
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	80,100円 +(医療費 - 267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	Ⅲ 課税所得 690万円以上の人	252,600円 +(医療費 - 842,000円)×1% <多数回 140,100円(※2)>	新たに「限度額適用認定証」を申請
		57,600円	Ⅱ 課税所得 380万円以上の人	167,400円 +(医療費 - 558,000円)×1% <多数回 93,000円(※2)>	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の人	80,100円 +(医療費 - 267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	Ⅰ 課税所得 145万円未満の人 (※1)	18,000円 年間の上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円(※2)>	
一般	課税所得 145万円未満の人 (※1)	14,000円 年間の上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円(※2)>	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)	15,000円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)		15,000円		

(※1)世帯収入の合計金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。  
(※2)過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

8月は、国保税(普通徴収)第3期の納期です。

納期限は8月31日ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財政課 ☎0746(62)0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住民課 ☎0746(62)0911





# 年金記録の「よくある相談事例」

みんなが知りたい「あんなこと」「こんなこと」

## 国民年金記録

**Q.** 年金手帳では「昭和35年10月1日加入」となっているのに、日本年金機構の年金記録では「昭和36年4月1日加入」とあります。なぜですか？

**A.** **国民年金保険料の納付が始まったのは「昭和36年4月」からです。**

昭和35年10月から昭和36年3月までは国民年金法の準備期間で、実際に保険料を納めていただくようになったのは昭和36年4月からです。そのため、年金加入記録では「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

**Q.** 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

**A.** **国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。**

昭和61年3月までは、厚生年金保険等の被用者年金制度<sup>※1</sup>加入者の配偶者の人には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました（任意加入をしていなくても「カラ期間（合算対象期間）」<sup>※2</sup>として年金の受給資格期間に含めることができます）。

※1 厚生年金保険、船員保険、共済組合等民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金制度のことです。

※2 受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

**Q.** 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

**A.** **ご主人のお給料から天引きされているわけではありません。**

国民年金第3号被保険者<sup>※3</sup>の人の保険料は配偶者の加入する被保険者年金制度から拠出金として負担しており、ご主人がご夫婦二人分の保険料を納めているわけではありません。

※3 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

お問い合わせ ————— ▶大和高田年金事務所 ☎0745(22)3531  
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746(62)0900

## 不妊治療費等の助成について

村では、出産を希望する夫婦で一般不妊治療、特定不妊治療または不育治療を受けられた人を対象に、その経済的負担の軽減を図るため、治療費等を助成する事業を行っています。

<b>対象者</b>	次のすべてに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請日の1年以上前から夫または妻が十津川村に住民票があり、かつ今後十津川村に5年以上居住予定の人</li> <li>● 不妊症または不育症と診断され治療を受けている人</li> <li>● 村税や保険料(税)を滞納していない人</li> </ul>
<b>助成金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人 <b>上限100,000円</b></li> </ul> 夫婦で治療している場合、夫10万円まで、妻10万円まで、合計20万円までを補助します
<b>対象となる治療</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般不妊治療</li> <li>● 特定不妊治療</li> <li>● 不育治療      ※医療機関の指定はありません</li> </ul>

※県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の補助を受けていても、村での補助は受けられますので、詳しくはお問合せください。

お問い合わせ 住民課 保健衛生係 62-0911 (直通)

お知らせ

### 五條病院 外来のご案内

五條病院では、下記日程で内科、整形外科の診療をおこなっています。

診療科目	月	火	水	木	金
内科	●	●	●	●	●
整形外科	●	—	—	●	●

**初診受付** 平日 午前8時30分～午前11時30分

**休診日** 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

**面会時間** 午後1時00分～午後8時00分

【お問い合わせ】

南和広域医療企業団 五條病院 0747-22-1112 (平日午前8時30分～午後5時)



# 人のうごき

(敬称略)

## おめでた

中嶋 紬乃 (ゆの) 女 6月18日  
父:乾二 母:洋子 (上野地)

## ご結婚

後木 雅貴(小森) 折戸 梓(新宮市)

## おくやみ

森脇 光夫 93歳 7月13日(谷瀬)  
深谷美佐子 100歳 7月17日(風屋)  
栗原 山治 87歳 7月23日(沼田原)  
山本 博子 83歳 7月24日(小山手)

## 善意銀行 (敬称略)

小西 武夫

### 平成31年版 奈良県民手帳の 予約受付を開始!



県民手帳の予約を承ります。  
1冊500円で販売します。

ご予約は8月31日(金)までに  
十津川村総務課企画グループ  
(☎62-0910)へ。

配付は11月を予定しています。

### 各月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による

☎各月第3水曜日 14時~17時

(8月は第4水曜日)  
☎ 役場第1会議室  
(場所が変更される場合があります)  
※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)

☎ 五條本町法律事務所 北本弁護士まで  
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています

偶数月(4・6・8・10・12・2月)  
の開催になります。



〈申込先〉  
十津川村大字小原225-1  
総務課 広報係  
☎0746-62-0910  
(土日祝日を除く午前8時  
30分~午後5時15分)  
メール:sounmu@vill.totsukawa.lg.jp

〈必要事項〉  
○お子さんの写真  
○お子さんの名前(名前に  
ふりがなが記入)  
○お住まいの大字名  
○誕生日  
○誕生日後の年齢  
○お子さんに対してひと  
こと  
○ご両親の名前

村報では誕生日を迎えるお子さんを顔写真と共に紹介しています。掲載を希望される人は必要なものを準備のうえ、左記申込先まで郵送またはメールでお送りください。

誕生日のお子さんの  
写真を募集中!



十津川村職員の募集 (お問い合わせ)総務課 ☎0746-62-0001

十津川村では、一般事務などの職員を次のとおり募集しています。

職 種	資格等(抜粋)	採用予定人数
一般事務	昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等を卒業した人、または平成31年3月末までに卒業見込みの人、若しくは高等学校卒と同等の学力を有する人	若干名
保健師	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人、または平成31年4月に資格取得見込の人	
看護師	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、看護師(准看護師を含む)の資格を有する人、または平成31年3月末までに資格取得見込の人	
介護支援専門員	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、介護支援専門員名簿に登録されている人、または平成31年3月末までに登録見込の人	
保育士	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、または平成31年3月末までに保育士の資格を取得見込の人	
一般林学	昭和54年4月2日以降に生まれ、学校教育法に定める大学において林学の分野を専攻し卒業した人、または平成31年3月末までに卒業見込の人、若しくはこれに準じる人で、林業政策や森林管理についての知識または経験が豊富な人	
土木技術	平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人	2人程度

	一般事務など	土木技術職
試験日時	1次試験10月14日(日) 8時30分~	1次試験9月23日(日) 8時10分~
試験場所	十津川村役場	奈良県立郡山高等学校
受付期間等	9月3日(月)~9月20日(木) (必着)	8月17日(金)~9月11日(火) 正午
申込書提出先	十津川村役場	インターネットによる電子申請(奈良県)
お問い合わせ	総務課☎0746-62-0001	奈良県人事委員会事務局☎0742-20-4430

※土木技術職は、奈良県との共同募集を行っています。  
奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/42115.htm> をご覧ください。  
※詳細は、役場ホームページ <http://www.vill.totsukawa.lg.jp/> ご覧いただくか総務課までご連絡ください。

### ダム放流に注意!

電源開発(株)では、ダムの放流をサイレンでお知らせしています。ダムを放流すると、短時間で川が増水するため、川に入っている人はすぐに川から離れてください。

新宮川推計の各ダム(池原、七色、小森、風屋、二津野)の放流状況および小森発電所・十津川第二発電所の運転予定については24時間フリーダイヤルにてお知らせしています。お気軽にご利用ください。

☎ 新宮川水系のダム情報  
0120-30-2425  
小森発電所・十津川第二発電所運転予定  
0120-20-1914

## 集落の絶景

夏の風物詩(大字小原)

写真:温井利一(大字小原)



## 今月の「とつかわテレビ」

～ 8月の番組～

### ○高校生議会

6月26日に役場の村議会議場で行われた高校生議会の様子を放送します。

若者の視点が活かされた一般質問に注目です。



### ○第10回寿野球十津川大会

5月27日に旧西川第一小学校グラウンドで行われた十津川寿野球クラブと寿野球上富田クラブの試合を放送します。

40歳以上の選手たちの勇姿をご覧ください!



### 来月のとつかわテレビ

来月は、「猿飼橋修繕代行業業完成式」「子ども会ジュニアリーダー研修会」「つり橋まつり(揺れ太鼓)」です。お楽しみに♪

## 診療所からお知らせ



### 園小原診療所

☎ 0746 (63) 0040  
☎ 0746 (62) 0920

### 土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
8月25日(土)	第4週
9月8日(土)	第2週
9月22日(土)	第4週

### 整形外科診療日 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15 上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
8月23日(木)午前	小原診療所
9月6日(木)午前	小原診療所
9月6日(木)午後	上野地診療所
9月20日(木)午前	小原診療所

### 出張診療 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:15 玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	8/28(火)	9/11(火)	10/16(火)
東中公民館	8/16(木)	10/11(木)	
玉垣内集会所	8/14(火)	9/4(火)	9/18(火)

## あとかぎ

▶ 今月の特集は「ごみ」でした。恥ずかしながら、取材に行くまで分別は家族に任せっきりでしたが、取材で衛生センターを何度も訪れ、分別されていないごみを見たり、職員さんの苦労話を聞いたりすることで、自然に分別とごみ出しマナーを意識するようになりました。今ではラベルの付いたペットボトルを見るとすぐにラベルをはがし、キャップを外しています。ごみが多くなりやすいこの季節、「ごみ」のことを少し考えていただければ幸いです。

(神谷明成)



the most beautiful  
villages  
in japan

●人口 3,328人(-12人)  
男性 1,663人(-7人)  
女性 1,665人(-5人)

●世帯数 1,794世帯(-4世帯)  
【平成30年8月1日現在 ( )は前月比】



使い切らない 空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に